平成２８年（フ）第５６８８号
東京都東村山市恩多町２丁目13―25
債務者　川島　裕子（旧姓村野）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６９０号
東京都杉並区下井草１丁目32―２―407
債務者　竹下　香理
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０８号
東京都町田市旭町３丁目17番10号エクレール旭町202
債務者　野口徳太郎
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５６８２号
東京都葛飾区細田５丁目10―４―201
債務者　甘利　義純
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５号
沖縄県うるま市石川赤崎２丁目14番14号
債務者　藤浪美智子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４６０号
神奈川県綾瀬市寺尾本町３丁目９番20―２号（住民票上の住所）
債務者　向山　茜
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５１５号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目24番23号　天浪ハイツ102号
債務者　和田　正明
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５４１号
横浜市戸塚区川上町318番地　県営川上団地31棟503号
債務者　北川　辰巳
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５５８号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目47番28号　フローラハイム202号
債務者　大工園英彦
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５７８号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目12番21―203号
債務者　三浦　英司
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６８号
横浜市神奈川区三枚町189番地　グレイス田代205号
債務者　吉田　佳子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５７１号
横浜市戸塚区上倉田町1713番地　第二セーフズマンション104号
債務者　山中　道子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３３２号
福岡市東区香椎浜４丁目７番７―602号
破産者　王　　成剛
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７２１号
福岡県糸島市前原中央３丁目18番18号
破産者　有限会社アトリエ種
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５９号
三重県松阪市川井町395番地２　アイランドヴァリー６号、前住所三重県伊勢市神田久志本町1700番地８
破産者　遠　　襄
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第１７号
三重県松阪市飯高町森1353番地
破産者　田中　太造
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１８７５号
福岡県古賀市天神７丁目21番13号
破産者　株式会社ステラ
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部